

静岡県磐田市における「中学生向け独占禁止法教室」の開催について

令和2年11月26日
公正取引委員会事務総局
中部事務所

公正取引委員会では、将来を担う中学生に対し、早い段階で独占禁止法の役割を理解してもらうため、全国各地の中学校において、当委員会の職員による「中学生向け独占禁止法教室」を開催しています（別紙参照）。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、同教室を下記のとおり開催することとしました。

記

- 日時 令和2年12月3日（木）
2時限目 9時40分～10時30分
3時限目 10時40分～11時30分
5時限目 13時35分～14時25分
6時限目 14時35分～15時35分
- 場所 磐田市立神明中学校
静岡県磐田市鎌田2262-74
- 講師 公正取引委員会事務総局 中部事務所職員
- 対象者 磐田市立神明中学校 第3学年
- 内容 シミュレーションゲームで学ぶ市場経済、模擬立入検査等

※ 今回の独占禁止法教室は、授業中のカメラ撮影、傍聴取材が可能です。御希望の場合には、上記開催日の前日15時までに、以下の問い合わせ先に御連絡ください。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局中部事務所 総務課
	電話 052-961-9421（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/

独占禁止法教室のご案内

公正取引委員会では、将来を担う学生が、身近な消費生活を中心に経済活動の意義を理解することができるよう、必要な知識を身につけていただくため、経済の基本ルールである独占禁止法の役割について学んでいただくことが大変に有益であると考えています。

そこで、公正取引委員会の職員を学校の授業に講師として派遣し、市場経済の仕組みや競争の重要性等について、分かりやすく説明する「独占禁止法教室」を開催しています。

◆ 独占禁止法教室の授業内容

- ゲーム形式
- グループディスカッション形式
- 事例紹介
- 模擬立入検査・模擬事情聴取
- 公正取引委員会職員による経験談 等

生徒自身が考えながら、競争の重要性、独占禁止法を学習できます。

生徒自身が体験することによって、公正取引委員会の仕事を理解できます。

- ※ 授業構成は、学校様の御要望をお伺いした上、決定いたします。
- ※ 独占禁止法教室は、学校様の都合に沿うよう、時期、内容及び方法等について調整・検討しますので、お気軽にご連絡ください。
- ※ 講師謝金・交通費等の経費は、一切必要ありません。

◆ 独占禁止法教室の授業風景



◆ 独占禁止法教室の感想

- 企業が競争をしているから消費者が安くて質のいい商品が買えることが分かった。(生徒)
- 企業が競争をやめてカルテルを結ぶと私たちの暮らしにどのような影響が及ぶのかが分かった。(生徒)
- 独占禁止法がどれだけ大切な法律なのか知ることができた。(生徒)
- ルールの大切さが生徒にも伝わったと思います。(先生)

◆ 独占禁止法教室の実績（全国）

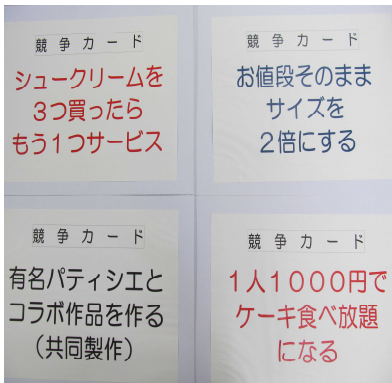
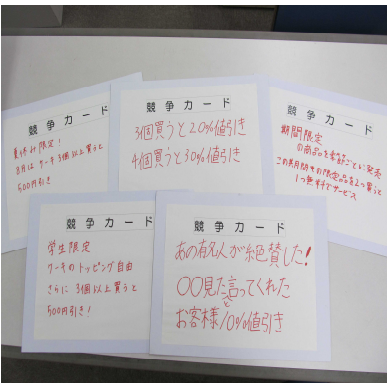
年度	中学校	高校	大学
H29年度	58校	46校	110校
H30年度	61校	54校	121校
R1年度	57校	56校	120校



【お問い合わせ先】

公正取引委員会事務総局中部事務所
 総務課 担当：塚本，大山
 TEL 052-961-9421（直通）

授業構成

※以下は参考例であり、開催校の希望に応じて、内容が変更になる場合があります。

時間	授業内容等	生徒の学習活動
導入 10分	【キーワードを示して理解目標の設定】 >市場経済 >競争 >カルテル >独占禁止法 >公正取引委員会	市場経済の仕組み、競争の必要性、独占禁止法の概要等を総合的に理解してもらいます。
展開 20分 ①	【ゲームを通じてのキーワードの理解】 クラスを複数のグループに分け、他のグループと価格競争やサービス競争を行い、消費者を獲得するゲームを行います。 ① 消費者としてサービスの異なるケーキショップからどのサービスのお店でケーキを購入したいか選んでもらいます(サービスの内容については講師があらかじめ用意します。) ② 各グループはケーキショップ(事業者)となり、①のケーキショップのサービスより魅力的なサービスを考えて、より多くの消費者を獲得できるように販売方法(競争カード)を考えてもらいます。そして、各グループの代表者に消費者(クラスメイト)の前で、より多くの顧客を獲得できるように、競争カードの内容についてCM(プレゼンテーション)をしてもらいます。各グループのCM後に、①と同様、消費者としてどのケーキショップでケーキを購入したいか選んでもらいます。	競争の必要性、競争による消費者のメリットを理解してもらうとともに独占禁止法違反行為による消費者のデメリットについても理解してもらいます。
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> 【①のサービス例】  </div> <div style="text-align: center;"> 【②で実際に生徒が考えたサービス】  </div> </div>	

時間	授業内容等	生徒の学習活動
展開 ② 5分	<p>【実例紹介】</p> <p>身近な商品等についての「独占」や「カルテル」などの実例等を紹介します。</p> <p>例：旅行会社による修学旅行の価格カルテル事件</p> <p>小売店が野菜を1円で継続的に販売したことによる不当廉売事件</p> <p>アイスクリーム製造販売会社が小売店に行った再販売価格の拘束事件</p>	<p>独占禁止法が日常生活に結び付いていることを実感して、問題意識を高めてもらいます。</p>
展開 ③ 10分	<p>【模擬立入検査・模擬事情聴取】</p> <p>公正取引委員会の審査官(検査担当)となって、独占禁止法違反の疑いのある会社への立入検査や会社の担当者への事情聴取を体験してもらいます。</p> <p>立入検査をするときには「審査官証」を相手方に提示する必要があります。生徒には、実際に公正取引委員会の審査官が使用する「審査官証」(レプリカ)を使った模擬立入検査を行ってもらい、模擬事情聴取により会社の担当者(供述人)から「供述調書」に署名押印をもらいます。</p> <p>例：<u>先生</u>→違反した会社の社長(担当者)役、 <u>生徒</u>→公正取引委員会の審査官役(2名)</p>  <p>「審査官証」を提示する審査官役の生徒。</p>	<p>公正取引委員会の業務を体験することにより理解してもらいます。</p>
まとめ 5分	<p>【まとめ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ★市場経済の仕組み ★企業間競争の重要性 (競争による消費者の利益) ★独占禁止法の役割 <p>.....</p> <p>【質疑応答】</p>  <p>公正取引委員会マスコットキャラクター 「どっきん」</p>	<p>授業のまとめを行うとともに、授業中の疑問点等について解消してもらいます。</p>

令和元年度（平成 31 年度）における中部事務所の独占禁止法教室開催実績
（高等学校及び中学校）

番号	開催日	学校名
1	令和元年 6 月 11 日	岐阜県立大垣商業高校 第 1 学年
2	令和元年 6 月 18 日	愛知県立新城高校 第 3 学年
3	令和元年 7 月 9 日	岐阜聖徳学園高等学校 第 1 学年
4	令和元年 9 月 24 日	藤枝北高等学校 第 3 学年
5	令和元年 9 月 25 日	愛知県立大府高校 定時制第 2 学年
6	令和元年 10 月 4 日	岐阜県立坂下高等学校普通科 第 3 学年
7	令和元年 10 月 7 日	名古屋市立はとり中学校 第 2 学年
8	令和元年 10 月 10 日	岐阜県立郡上高等学校 第 1 学年総合農業学科群
9	令和元年 10 月 18 日	三重県立四日市南高等学校 経済学部・法学部志望者
10	令和元年 10 月 23 日, 30 日	静岡県立静岡商業高等学校 第 3 学年
11	令和元年 10 月 29 日	愛知県立豊橋商業高等学校 第 2 学年及び第 3 学年
12	令和元年 11 月 15 日	岐阜県立恵那南高等学校
13	令和元年 11 月 26 日	岐阜県立岐阜各務野高等学校
14	令和元年 11 月 26 日	暁中学校・高等学校 第 2 学年
15	令和元年 12 月 6 日	磐田市立神明中学校 第 3 学年
16	令和元年 12 月 11 日	静岡県立静岡商業高等学校 第 3 学年
17	令和元年 12 月 14 日	名古屋女子大学中学校高等学校 第 2, 第 3 学年
18	令和元年 12 月 24 日	藤枝市立葉梨中学校 第 3 学年
19	令和 2 年 1 月 14 日	三重県立紀南高等学校 第 1 学年
20	令和 2 年 1 月 17 日	静岡県立浜松商業高等学校 第 2 学年
21	令和 2 年 1 月 18 日	名古屋女子大学中学校高等学校 中学第 1～第 3 学年
22	令和 2 年 1 月 21 日	静岡学園中学校・高校 SGT 講座希望選択者
23	令和 2 年 1 月 25 日	名古屋女子大学中学校高等学校 第 1 学年
24	令和 2 年 1 月 31 日	岐阜県立池田高等学校 第 1 学年
25	令和 2 年 2 月 3 日	岐阜聖徳学園大学附属中学校 第 3 学年
26	令和 2 年 2 月 4 日	静岡県立静岡商業高等学校 第 2 学年
27	令和 2 年 2 月 18 日	みよし市立北中学校 第 3 学年

平成 30 年度における中部事務所の独占禁止法教室開催実績
（高等学校及び中学校）

番号	開催日	開催対象
1	平成 30 年 5 月 7 日, 14 日	愛知県立名古屋西高等学校 第 1 学年
2	平成 30 年 6 月 11 日	愛知県立新城高等学校 第 3 学年
3	平成 30 年 9 月 6 日	石川県立松任高等学校 第 3 学年
4	平成 30 年 9 月 26 日, 28 日	愛知県立惟信高等学校 第 3 学年
5	平成 30 年 10 月 5 日	岐阜県立坂下高等学校 第 3 学年
6	平成 30 年 10 月 16 日	愛知県立豊橋商業高等学校 第 2 学年及び第 3 学年
7	平成 30 年 10 月 23 日	三重県立四日市商業高等学校 第 3 学年

番号	開催日	開催対象
8	平成 30 年 11 月 7 日	学校法人 愛知真和学園 愛知啓成高等学校 第 2 学年及び第 3 学年
9	平成 30 年 11 月 16 日	土岐紅陵高等学校 第 3 学年
10	平成 30 年 11 月 30 日	みよし市立南中学校 第 3 学年
11	平成 30 年 12 月 3 日	名古屋市立北山中学校 第 3 学年
12	平成 30 年 12 月 5 日	富山県立富山商業高等学校 第 3 学年
13	平成 30 年 12 月 6 日	岐阜県立加茂高等学校 第 1 学年
14	平成 30 年 12 月 7 日	美浜町立河和中学校 第 3 学年
15	平成 30 年 12 月 12 日	愛知県立一色高等学校 第 3 学年
16	平成 30 年 12 月 13 日	岐阜県立関有知高等学校 第 1 学年
17	平成 30 年 12 月 17 日	岐阜県立岐阜各務野高等学校 第 2 学年
18	平成 31 年 1 月 17 日	岐阜県立武義高等学校 第 3 学年
19	平成 31 年 1 月 24 日	岐阜県立池田高等学校 第 1 学年
20	平成 31 年 2 月 1 日	名古屋市立北高等学校 第 1 学年
21	平成 31 年 2 月 12 日	安城市立安城南中学校 第 3 学年
22	平成 31 年 3 月 12 日	愛知県立明和高等学校 第 1 学年